

市民憲章(素案)への意見を募集します

市では、平成23年3月に迎える市制5周年を機に、市民のみならず、さらなるふるさとへの愛着を持ち、明るく住みよいまちづくりを進めていくための心のよりどころとなる、市民憲章の制定に取り組んでいます。制定にあたっては、市民のみならず、公募委員等を募集するとともに、公募委員等で構成される「市民の憲章検討委員会」で協議を重ねてきました。このたび、その素案がまとまりましたので、市民のみならずへお知らせ

加東市民憲章 ~わたしたちのねがい~

わたしたちは、美しい自然と豊かな文化、あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。

- 一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。
- 一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。
- 一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。
- 一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

上記素案の解説

【前文】「住みたいまち」「住み続けたいまち」加東市が誇りとする自然、文化、人々をキーワードとして掲げています。本憲章は、市民一人ひとりが、日々の営みの中で加東市の良さに気付き、それらを守り、助け合いながら、よりすばらしいまちの実現を目指すために定めるものです。

【本文】読む人が、まちのイメージを思い描きやすいように、また、行動を喚起しやすいように、やさしく、肯定的な和語を用いています。語尾の「しましょう」の表現には、加東のまちづくりの基本目標の一つである「協働」の精神が織り込まれています。

一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。

家族および他者との思いやりのある交流を基盤とした地域づくり、また、美しい自然景観を生かしたまちづくりを表しています。「安らぎのある」という表現には、安心、安全、平安の意味が込められています。

一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。

向学心の尊重から導かれる生涯教育を含めた教育活動の充実、誰もが学びやすい環境づくり、文化生活の向上を表しています。加東の良き伝統、優れた技を守りつつ、新しいものにも目を向けていきたいという気風が、より豊かな文化につながることを示しています。

一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。

労働意欲の促進、雇用・労働環境の整備、まちの健全な経済発展が、個人と社会に多くの点で利益をもたらすことを表しています。さらに、「働き」のことばには、収入を伴う労働だけではなく、さまざまなボランティア活動、地域や家庭での役割も含まれています。市民が自分にできることを喜んで実行すれば、まち全体が活性化されることを示唆しています。

一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

人権の尊重を表しています。年齢、性別、国籍、職業、立場、障害の有無などにかかわらず、市民として互いを受け入れ、認め合い、ささえあい、学びあい、誰にとっても住みやすいまち、誰もが将来の歩みに希望を見出して暮らせるまちを共につくっていくという気概を表明するものです。

統合庁舎の位置について 現社庁舎の敷地内とします

庁舎の統合については、今後、さらなる行財政改革を図り、より一層の効率的な行政運営により、質の高い市民サービスを継続的に提供するために必要であるとの認識のもと、その建設場所、建築方式(新築・増築の別)、求められる機能について検討を進めてきました。

現在、庁舎建設に関する基本計画の策定作業を進めています。市の方針の現状をお知らせします。

【統合庁舎の位置】

現社庁舎の敷地内

【統合庁舎の整備方式】

さらに検討を進め、決定します。

【位置決定の背景】

これまで、庁舎の統合(建設場所、建築方式、庁舎機能等)については、

行財政改革推進委員会

庁舎統合整備等検討委員会

庁舎整備等検討特別委員会(議会)

市政懇談会

から、さまざまなご意見をいただいています。

これらのご意見を踏まえ、市民の利便性と行政効率の向上の観点から、総合的に判断しました。

【平成22年度の予定】

今後、統合庁舎の

整備方式(新築・増築の別)

庁舎のあるべき姿

・市民にとって便利な庁舎

・市民が集いやすい庁舎

・市民を大切にしたい庁舎

現庁舎の有効活用

などについて、検討を進めていきます。

これらの項目については、パブリックコメントを実施し、基本計画(平成23年3月策定予定)に記載します。

問い合わせ

企画部企画政策課(社庁舎)
43・0389

せするとともに、素案に対する意見を募集しています。

募集期限 1月19日(水)必着

対象者

市内に在住、在勤、在学の方
市内に事務所等を有する個人
および法人その他の団体
市民憲章に利害関係を有する方

素案の公表方法

企画部企画政策課・各庁舎窓口センターでの閲覧
市ホームページへの掲載
市ケーブルテレビ(リクエスト放送)での視聴

提出方法

任意の用紙に、意見・住所・氏名・電話番号を記入のうえ、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより提出してください。

提出・問い合わせ

〒673 1493
加東市社50番地
加東市企画部企画政策課
43・0388
FAX 42・5633
電子メール
kikaku@city.kato.lg.jp